



税相だより

案ずるよりはまず相談

<http://zeisou.net/>

第 208 号

平成 28 年 11 月 1 日

税相だより
発行協力会

北九州市小倉北区
紺屋町13-1
毎日西部会館4F
TEL 531-2431



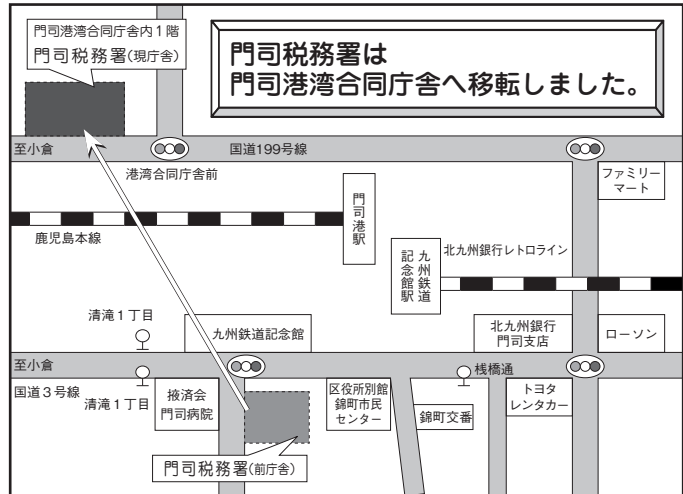
門司港湾合同庁舎

門司税務署は、平成28年9月20日(火)に門司港湾合同庁舎へ移転しました。管轄区域は変わりません。

○ 庁舎所在地 〒801-8601

北九州市門司区西海岸1-3-10

○ 代表電話番号 TEL 093-321-5831 (今までの代表番号と変わりません。)



鹿児島本線「門司港駅」下車 徒歩5分

税について「ちょっと/考えてみよう!

税を考える週間

11月11日-11月17日

国税庁のホームページでは「国税庁の取り組み」や「税に関する情報」を紹介しています。

ドラマ仕立ての
動画で紹介

イラストで紹介



マイナンバー制度についても紹介中

税を考える週間

検索

国税庁



確定申告書にも、
マイナンバーがはじまります!



平成28年分以降の申告には、

マイナンバーの記載

+

申告者ご本人の

本人確認書類の

提示又は写しの添付

が必要です。

※扶養親族等がいる方は、当該扶養親族等のマイナンバーの記載が必要です

国税に関する
マイナンバー制度の
最新情報は

国税庁ホームページのトップページ

社会保障・税番号制度<マイナンバー>
法人には、法人番号が通知されます。



北九州商工会議所管内税務相談所所在地

門司税務相談所	〒801-0863 門司区栄町2番3号ニッチクビル3階	TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081 小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階	TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804 小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階	TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034 若松区本町3丁目11番1号ベイサイドプラザ若松本館4階	TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0061 八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階	TEL 681-4538 FAX 671-1559
八幡西税務相談所	〒807-0856 八幡西区八枝3丁目7番19号	TEL 603-4777 FAX 603-4779
戸畑税務相談所	〒804-0082 戸畑区新池2丁目2番4号重松ビル2階	TEL 871-7651 FAX 871-7656

平成28年度確定申告より、事業主の皆様のマイナンバーが必要となります！

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年分の確定申告書(申告書の提出期限：平成29年3月15日)から、税務相談所関与の納税者には、税務署より申告書等の送付が行われないこととなりました。

また平成28年1月より「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(いわゆるマイナンバー法)が施行されています。これに伴い、税務書類の作成に際し、マイナンバーを記載する必要があることから、当税務相談所では、会員の皆様及び、皆様の控除対象配偶者(事業専従者を含む)・扶養親族、並びに従業員の方々のマイナンバー(年末調整のため)をご提供いただきますようご協力お願い申し上げます。

つきましては、下記に記載してあります、個人番号が記載されている書類等及び、当該個人番号に係るご本人の身分確認書類の写し(コピー)をご提出していただきますようご協力お願い申し上げます。

なお、電子申告にて税務書類を提出する場合には、下記の書類を申告書に添付する必要はありませんので、この機会に電子申告による申告書の提出にご同意していただきますようあわせてご協力、お願い申し上げます。

マイナンバーの取扱いに関して右ページ「特定個人情報の取扱いに関する同意書(兼利用者識別番号の利用同意書)」を会員の皆様に署名及び、捺印し各税務相談所へご提出をお願い申し上げます。

【ご提出いただきたい個人番号確認書類】

- ① 個人番号カード 表裏面の写し
- ② 通知カード・個人番号が記載されている住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、及び、公的身分証明書(運転免許証・パスポート)・官公署から発行・発給された写真付き身分証明書

①又は②のいずれかの書類をご提出ください。

ご不明な点がございましたら、各税務相談所の担当者へご連絡下さい。

特定個人情報の取扱いに関する同意書 (兼利用者識別番号の利用同意書)

※ 該当する事項の□にチェック「✓」の上、署名・押印をお願いします。

九州北部税理士会 ○○支部

派遣税理士 ○○殿

私は、本日から退会までの間、税務書類の作成のための相談等に際し、上記の派遣税理士が私の特定個人情報を取扱うことに同意します。

私は、電子情報処理組織を利用して税務書類の作成を上記の派遣税理士に依頼するに当たり、私の利用者識別番号を上記の派遣税理士に通知するとともに、上記の派遣税理士が当該利用者識別番号を使用して当該税務書類を送信することに同意します。

北九州商工会議所管内税務相談所 所長 ○○殿

私は、本日から退会までの間、北九州商工会議所管内税務相談所規則に基づき、北九州商工会議所管内税務相談所が私の特定個人情報を含む税務書類を毎年取扱うことに同意します。

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

Ⓜ

- ※1 九州北部税理士会○○支部派遣税理士及び北九州商工会議所管内税務相談所は、業務上知り得た特定個人情報の内容につき、秘密保持の義務を負うものとします。
- ※2 九州北部税理士会○○支部派遣税理士及び北九州商工会議所管内税務相談所は、北九州商工会議所管内税務相談所運営協議会が定める特定個人情報取扱規程に基づき、本業務において取扱う特定個人情報につき適切な安全管理措置を講ずるものとします。

青色申告の節税効果

青色申告の場合と白色申告の場合とでは、具体的にどのくらい節税効果があるか比較してみます。

【例】 事業(製造業)を営む税相太郎さん

事業利益(事業に係る収入から必要経費を引いた金額) …………… 600万円
 妻：秋子さんの青色専従者給与の金額 …………… 120万円
 所得控除の合計(所得税の場合) …………… 143万円
 内訳(社会保険料控除 50万円、生命保険料控除 5万円、
 地震保険料控除 12万円、扶養控除 38万円、基礎控除 38万円)

節税効果の比較

	税相太郎さんの所得税等、住民税及び事業税			税相太郎さんが青色申告の場合の税相秋子さんの所得税等、住民税、事業税の合計
	青色申告	白色申告	白色申告	
青色申告特別控除額	650,000	100,000	—	
青色事業専従者給与 事業専従者控除	1,200,000	1,200,000	860,000	
事業所得	4,150,000	4,700,000	5,140,000	
給与所得	—	—	—	550,000
所得控除の合計	1,430,000	1,430,000	1,430,000	380,000
課税される所得金額	2,720,000	3,270,000	3,710,000	170,000
所得税等(注1) ①	178,100	234,300	321,100	8,600
住民税(注2) ②	292,000	347,000	391,000	24,500
事業税 ③	95,000	95,000	112,000	—
合計税額(①+②+③)	565,100	676,300	824,100	33,100

(注1) 所得税及び復興特別所得税の額です。

(注2) 住民税均等割額は、5000円で計算しています。

青色申告の場合の税負担 (税相秋子さん分を含む)	白色申告の場合の 税負担	節税効果(差引)	
青色申告特別控除が 65万円の場合	598,200円	824,100円	△ 225,900円
青色申告特別控除が 10万円の場合	709,400円	824,100円	△ 114,700円

※ 国民健康保険料も所得金額の約13%が節税の対象となります。

税務署より

記帳・帳簿の保存制度について

個人の白色申告の方で事業や不動産の貸付等を行う全ての方は、「記帳と帳簿書類の保存」が必要です。記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されていますので、ご欄下さい。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。